



次代の星たち

企業内弁護士の業務・期待される役割について

弁護士

◆ 小野征彦



1. はじめに

私は、大学卒業後7年間システムエンジニアとして会社勤務した後、平成20年12月に弁護士登録し、翌年1月から現在までソフトバンクB B株式会社法務部とソフトバンクモバイル株式会社法務部において企業内弁護士として勤務しております。

このたび、企業内弁護士としての活動について寄稿して欲しいとのご依頼を受けましたので、僭越ながら企業内弁護士としての業務・期待されている役割について述べさせていただきます。なお、本稿は、私が所属する企業・法務部の見解を表すものではありません。

2. 企業内弁護士の業務内容

私の企業内弁護士としての業務は、一般の法務部員と差はなく、以下の4業務があります。

①契約審査

自社が締結する契約書に、必要十分な条項が設けられているか、内容不明確なため後で争いになりそうな条項が設けられていないか、自社にとって受け入れがたいほど不利な条項はないかをチェックする業務です。

②他部署からの法律相談

商品・サービスを開発・改良する場合、他部署からの相談をうけて法務部が、法的リスクがないかチェック・助言します。法務部内の調査で結論を出す場合もありますが、全く新しい商品・サービスの場合は文献・判例がないため、外部弁護士の意見書をとったり、行政当局の見解を聞いたりすることもあります。

③紛争解決（訴訟を含む）

紛争を起こさせないことがベストですが、紛争

が起きた場合には、最終的に法務部で対応します。裁判の場合もあれば、裁判外の紛争処理の場合もあります。裁判の場合は、企業内弁護士は訴訟代理人として活動します。

④コンプライアンス体制整備

法務部が契約審査（上記①）や法律相談（同②）により法的リスクをチェックできるのは、他部署が法務部に契約審査申請や法律相談をしてきた場合だけです。しかし企業が抱える法的リスクは、契約書や法律相談以外にも潜在します。

そこで、会社に潜在する法的リスクについて法務部から積極的に情報収集し、リスクを検知した場合は今後そのようなリスクを生じさせない仕組みを整備していきます。

3. 企業内弁護士の勤務時間

私の企業内弁護士としての業務内容は上記の通りですが、その業務を含めた平均的な勤務時間の内訳は、以下の通りとなります。

- ・契約審査 70時間
- ・他部署からの法律相談 66時間
- ・紛争解決（訴訟を含む） 53時間 (*1)
- ・コンプライアンス体制整備 6時間 (*2)
- ・社内勉強会・社外セミナー 10時間
- ・弁護士会活動 3時間 (*3)
- ・その他間接業務 37時間
- ・合計

245時間

- *1 私は企業内弁護士ということもあり、一般的な法務部員より優先的に訴訟を担当案件に回してもらっているため、一般的な法務部員より紛争解決に携わっている時間が多くなっています。
- *2 当社には法務部とは別にコンプライアンス部があり、コンプライアンス体制整備はコンプライアンス部が中心となって推進しています。そのため法務部員としての私は、コンプライアンス体制整備に携わる時間は多くありません。
- *3 弁護士会活動 3 時間というのは、定時時間内に参加した時間を指し、定時時間後に参加した弁護士会活動は含みません。

4. 企業内弁護士に期待されている役割

私は業務において、今後、企業内弁護士に期待される役割は以下のようなものと考えます。

(a) 法的レビュー・リスク回避

法務部の役割は、企業の法的なレビュー・リスク回避することです。したがって商品・サービスが法令に抵触する場合はもとより、抵触する疑いがありそれによって企業に重大なレビュー・リスクが生じる場合は、会社にその商品・サービスを止めさせなければなりません。

しかし、一般的な法務部員が体を張って、会社が推進しようとしている商品・サービスを止めさせるというのは難しいのが現状です。その理由の一つは、他部署にいた経験や他部署に異動する可能性があることにより、外部からの中立的視点で会社を見ることよりも、他部署への配慮を優先してしまいがちな点にあると考えます。その点、弁護士は、中立的視点から物事を判断したり、意見を異にする相手方を説得したりする訓練・経験を積んでいます。

そのため、法務部として会社にその商品・サービスを止めさせなければならないとき、企業内弁護士は法務部の中で主導的役割を求められます。

ただし、いざ会社にその商品・サービスを止めさせる場合であっても、法務部の意見を他部

署に押し付けるのではなく、他部署と一緒にになって代替案を検討する姿勢を示し、代替案が見つからなくても法務部の意見はもっともあるという納得感をもってもらうことが肝要です（これは、いざというとき以外の普段の業務においても必要な姿勢です）。

(b) 紛争解決における早期関与による早期解決

弁護士は、両当事者の言い分を聞き、落とし処のあたりをつける訓練・経験を積んでいます。そのため、紛争解決において、もっと早期に企業内弁護士が関与していれば、こんなにこじれなくて済んだという感想を持つケースは少なくありません。

紛争をこじらせずに解決すれば、企業のレビュー・リスクを低減でき、またこじれた後に解決するよりも対応に時間が掛からず、業務効率が上がります。

(c) 契約審査等の業務の効率化

契約審査は法務部の主要な業務の一つですが、企業内弁護士が契約審査に忙殺されてしまうと、本来企業内弁護士に期待されている役割（上記(a)(b)）を果たせなくなります。

特に、法務部員に定員があり、弁護士を雇った場合、その分一般の法務部員を他部署に異動させる方針を探っている企業においては、この可能性は高くなります。

そのため、企業内弁護士は、類型的な契約を雛型化するなどの改善策を積極的に提案し、業務効率を上げる役割までも期待されます。

5. 終わりに

2年余りという私の拙い企業内弁護士経験ではありますが、今後企業内弁護士になろうとする方の参考になれば幸甚です。

これからも企業内弁護士として精進しますので、ご指導ご鞭撻宜しくお願ひ申し上げます。



被災して感じたこと

福島県弁護士会・弁護士

◆ 石森雄一郎



1 私の経歴

私は、昭和54年に福島県郡山市で生まれ、地元の高校を卒業後、平成10年に早稲田大学法学院に入学しました。同大学在学中より旧司法試験を受け始め、5回の受験に失敗した後、平成18年4月に縁に恵まれ中央大学法科大学院の既習コースに入学し、平成20年9月に新司法試験に合格し、千葉での司法修習を経て、平成21年12月より福島県郡山市にある滝田三良法律事務所で勤務弁護士として働いています。中央大学法科大学院では、よき友人と指導熱心な先生方に恵まれました。特に、大貫裕之教授、大杉謙一教授にはとてもお世話になりました。弁護士になった今でも、心より感謝しております。

2 私が福島で働くきっかけについて

特に大きなきっかけがあったわけでもなく、中央大学法科大学院に在学中より、司法試験に合格したら故郷のためになる仕事をしようと考えるようになりました。縁あって、滝田三良弁護士のもと、滝田三良法律事務所に勤務させていただいております。

3 被災時のこと

平成23年3月11日、私は福島地方裁判所いわき支部の裁判所建物内で被災しました。あまりに大きな地震だったため、建物内では悲鳴があがり、目の前の金属製の掲示板が真横に飛ばされ、建物が大きく歪んで見えました。大きな横揺れに、裁判所の建物が崩れるのではないかと感じ、妊娠中の妻の顔が目の前に浮かびました。「俺はここで死にたくない」と無意識に思い、瞬間に死を覚悟しました。

幸運にも裁判所の建物は昨年12月に耐震工事が終了していたらしく、建物に大きな損傷もなく、揺れがおさまった後、無事に建物の外に出ることができました。

ただ、裁判所をでると近隣の建物の壁が崩れ、道路の地下から水があふれ出てる箇所がありました。車のラジオ放送からも事態の深刻さはすぐに分かりました。

4 震災後の混乱について

地震後、郡山市に戻ってくると、郡山市もいたる所で建物が倒壊しているところがありました。直ぐ妻を連れて実家に戻ると実家の周辺の家も半壊した家が数多くあり、変わり果てた風景に言葉を失いました。

その後、福島第一原子力発電所が水素爆発してから、いよいよ郡山市でも混乱が大きくなりました。私も、家族を連れて、新潟県よりの奥会津の親戚の元に避難しました。家族を連れて車を運転しているときには、「もしかしたら放射能で故郷がなくなってしまうかもしれない」と思い、目の前が真っ暗になりました。また、妻は現在妊娠中であったため、最悪の事態を想定して直ぐに新潟空港より無理矢理実家の広島に帰省させました。

5 滝田弁護士からの言葉

避難中、私はただただ、テレビを見て状況を見守るしかなく、自身の無力さを痛感しました。そして、「私は、ここにいて良いのだろうか?」と自問自答していました。

3月18日、同じく家族を連れて郡山市を離れ避難していた滝田弁護士より、「原子力発電所

が爆発しても郡山市内を離れることができない市民がたくさんいる。危険を覚悟して一般市民と同じ不安を抱え逃げないで、淡々と弁護士としての役割を果たすことがあるべき姿なのではないか。」と連絡がきました。

滝田弁護士からこの言葉をいただき、心の迷いが消え、郡山市内に戻り弁護士としての業務を再開させる決心がつきました。このメールを見て「滝田弁護士のもとで働いてきて良かった」と感じました。そして、心に迷いがあった自分を恥じました。

6 今、私に求められていること

この文章を執筆している現在でも、強い余震が度々あります。原発の状況がおさまらないため、まだ心穏やかな日を送ることはできません。裁判の期日も延期されているため弁護士としての仕事を地震前の状況には戻し切れていません。

福島県弁護士会でも、今、避難所等でも無料法律相談等を始める準備をしているようです。ただ、大地震発生から約1ヶ月過ぎようとしている現在、被災者が求めているのは早急な生活保障であり、司法サービスがこれに対応することは困難です。被災地での弁護士の出番は、まだまだ先なのではないかと感じています。

しかし、この大地震で私が一つ感じたことがあります。それは、「社会に責任を負う者は、被災地から逃げ出してはいけない」と言うことです。

3月20日、私は避難していた奥会津から郡山市に戻ってきました。すると、郡山市内のほとんどのお店が閉店している中、「幸楽園」というチェーン店のラーメン屋さんがお店を開けていました。暗く静まりかえった郡山の中で、明かりが灯っているお店を見て「郡山は死んでいない」と大きな安堵感を覚えました。そのように感じたのは私だけではなかったはずです。

人にはそれぞれ社会の中で与えられた役割があります。私が、一件のラーメン屋さんに大きな安堵感を覚えたのは、そこで働く方が自身の与えられた役割を震災前と同じく淡々とこなしていたからです。そして、私には、弁護士としていつでも市民に司法サービスを提供するとい

う役割があります。その与えられている役割をしっかりこなし、震災の影響で停滞している事件を淡々と進行させることができ、今、私に与えられた使命なのだと感じています。

7 最後に

震災から1ヶ月が経とうとしている現在、物流が回復しつつあることから、少なくとも福島県のほとんどの場所では、落ち着きを取り戻し通常の生活に戻っています。

一方で、現在も原発の状況は安定しておらず予断を許さない状況です。ご家族ご友人が亡くなられた方も大勢います。また、原発の近隣の方も、自分の生活する土地に戻ることも出来ず本当に辛い1ヶ月だったと思います。幸運にも大きな被害を受けることのなかった私でさえ、この震災がまだ現実として受け止め切れてない部分があるのか、頭の中がモヤモヤした感じがあります。そのような事もあり、まとまりのない稚拙な文章になったことをお許しください。

ただし、私も含め福島の弁護士はこの震災から逃げずに、一般市民と共に目の前にある困難を乗り越える覚悟があります。弁護士としての役割を全うし、復興の手助けをしていきたいと思います。福島は必ず復興します。

ようこそ法曹会へ

平成22年度旧司法試験に合格して

中央大学法学部法律学科平成23年卒業

◆ 今村龍矢



1. はじめに

この度、恐縮ながら、合格体験記を述べさせていただきたいと思います。実務経験はおろか修習も経験していない身なので多くのことを述べることはできないかと思いますがご了承ください。

さて、私の経歴、受験歴は、概略次のようなものです。平成19年4月に中央大学法学部法律学科に入学後、平成21年度旧司法試験論文式試験を受験し不合格（総合評価B）、平成22年度旧司法試験を受験し最終合格、そして、本年平成23年3月に本学を卒業いたしました。

修習開始は7月です。これは、本年度（平成23年度）4月に前年度（平成22年度）の口述試験不合格者を対象とした口述試験があり、この合格者と同時に修習を開始するためです。また、修習地は東京のみです。これは、旧試験の修習生の数が少ないためだと思われます。

2. 体験記

(1) 1年次

私は、平成19年5月に学研連研究室玉成会に入室しましたが、当時、旧司法試験の存在を知りませんでした。そして、新司法試験は一般に学部4年間、法科大学院2年間の計6年間という長期にわたるスパンで受験に臨むことになることは知っていたので、1年次はそこまで頑張らなくてもよいと思い、あまり勉強はしませんでしたし、法職多摩研究室にも所属しませんでした。また、入室後、旧司法試験合格を目指す同期があり、彼らから旧司法試験の存在を知りましたが、新司法試験と比べた時のその合格率の低さから合格は無理だと感じ、旧司法試験の

合格を当時は目指そうとはしませんでした。

しかし、秋に転機が訪れました。玉成会では、毎週土曜日にゼミがあり、上三科目については各科目終了後に論文答練があります。そして、最初の答練がその秋にありました。結果は下位クラス。一方で、旧試験の合格を目指す同期はそろって上位クラス。彼らは択一知識もこの段階で十分にありました。力の差を見せつけられ非常に悔しかったです。

それからはとにかく彼らに追いつこうと勉強を重ねました。その際に行っていた勉強法は基本的には旧試験の論文の過去問を解くということでした。私の勉強スタイルはこれにつきました。新しい分野をインプットするにしても論文の過去問を解いていました。本に書かれていることは抽象的で一読しただけでは理解できないので、必ず具体例を考えてみる。そのための格好の素材が論文試験の過去問だと思っていたからです。このスタイルにより、1年次を終えるころには上三科目の基本的な問題は一通り解けるようになっていたかと思います。なお、その後の論文答練では、上位クラスに入ることができました。そして、ある程度自信のついてきた1年次の末に旧司法試験の受験を決意しました。

(2) 2年次

2年次からは下科目の学習に取り組みました。2年次末までは択一のことは気にせずに引き続き論文の過去問を解くことを続けたかと思います。2年次末、年始頃から択一試験のことを意識し始めました。この時同期がすでに当時の前年度の問題の点数が50点を超えたと聞いたため最初は焦っていました。しかし、択一まで十分に時間があったので、落ち着いて計画を立てる

ことができました。択一試験対策としては、基本的には学内で実施されていた択一答練をベースにして、憲法については百選の読み込み、民法については肢別本の検討を行っていました。刑法については、得意だったので択一向けに特別なことは行いませんでした。

(3) 3年次

3年次はとにかく忙しい年でした。というのも、早期卒業の条件を満たしていたため、旧試験を受験したのに加えて、法科大学院も受験したからです。

まず、5月に択一試験がありました。これは、日ごろの学習が功を奏し、難なく通過することができました。それからは本来であれば、論文試験に注力すべきところ、法科大学院入試では、6月に適性試験を受験しなければならないため、これに時間を奪われました。そして、7月に論文試験を受験しましたが、それではまだ終わらず、8月に中央大学法科大学院を受験しました。無事、既修者コースに合格することができました。この段階では、私は法科大学院に進学するつもりでいました。本来学部4年間を過ごすべきところ、3年で済ませることができる上、旧試験は法科大学院在学中に受ければいいと考えていたからです。

ただ、10月の論文試験の結果発表により、私は大きな悩みに直面することになりました。原因は1年次から旧試験合格を目指していた同期が論文試験を突破したことになりました。彼らより1年早く法科大学院に進学し、早く新司法試験に合格するつもりでいた私にとっては非常に衝撃的でした。なんとしても旧司法試験に合格してやりたい、その思いが強くなりました。ただ、仮に法科大学院に進学してしまえば、法科大学院の授業に時間を奪われて十分に旧試験の勉強ができなくなるのではないか、そうだとすれば、早期卒業をやめて旧試験に専念すべきなのではないかと思う一方で、他方では、合格率の低い現状で旧試験に専念するのはいかがなものかと思っていました。このような葛藤が非常に私を悩ませました。それからというもの、多くの先生方、先輩、同期に相談しました。そして、早期卒業の決定をすべき2月の期限ぎり

ぎりまで悩み抜きました。出した結論は、早期卒業をやめて旧試験に専念すること、でした。理由は、旧試験の論文試験の成績が思った以上によかったこと、多くの先生方、先輩から、旧試験に専念した方がよいとの助言をいただいたこと、が挙げられます。一番決定的だったのが、同期からの言葉でした。論文試験を突破した彼らからは、確かに合格率は低いが、実際のところ見かけ倒しだ、お前ならいける、と励まされました。同じ論文試験を経験した彼らからの言葉に非常に勇気づけられました。また、他の同期からも、ここで表現できないほど多くの言葉をもらいました。本当に同期には感謝しています。

(4) 4年次

4年次になってからはとにかく前年度の論文試験の敗因を分析しました。敗因の分析にあたり、出題趣旨を用いるのはもちろん、新試験の出題趣旨なども参照しました。新試験も素材として用いたのは、結局旧試験であれ新試験であれ問いたいことは変わらないと考えていたからです。法務省が公開している新試験の出題趣旨、採点実感等に関する意見は旧試験の対策にも非常に役に立ちました。

そして、5月の択一試験を突破し、6月には再び適性試験を受けました。適性試験については前年度に受験しており要領を得ていたので、2回あるうち1回しか受けませんでしたし、そのための勉強もあまりかけずに済みました。その後は、前年度と同じように論文試験、法科大学院入試と、過ごしていました。

正直、論文試験の出来はひどいと思いました。民法で基本事項を落としてしまう、民訴で条文の形式的な適用に終始してしまう、刑訴は意味不明な問題が出るなど、本当に落ちたと思っていました。そのため、論文試験後は一切法律の勉強はせずに、法科大学院入試があることも気にせずに遊んでいました。

ただ、これにより、10月の予想外の論文合格後、口述対策が非常に苦しいものとなりました。ここまで精神的に苦しめられた試験はありませんでした。論文試験は大半が落ちるので、落ちてもあまり気にしませんが、口述試験は大半が

受かる試験。ここで、落ちてしまうのはナンセンスだという思いが常にあったからです。それにもかかわらず、論文後勉強をしていなかつたがために知識が抜けていたこと、口述過去問をみると論文では問われないようなところまで網羅的に問われていたことは、本当に精神的な追い込みに拍車をかけました。ただ、実際の試験では無難な解答ができ、結果的に合格できてよかったです。

3. 最後に

今思うと、私の前には常に同期の存在がいたように思えます。同期に負けないように、同期に追いつけるように、常にこのような意識の下、勉強を続けてきました。今回のこの合格は同期の存在によるところがきわめて大きいです。

試験本番は一人で多くの人と戦うのですが、それまでの過程は必ずしも単独戦ではないと思います。いかに優秀でも周りの環境によっては落第点を取ってしまうこともあるでしょうし、逆にそれほど優秀でなくとも環境如何によっては及第点を取ることは決して無理ではありません。やはり試験は団体戦なのではないかと私なりには感じます。

今回無事在学中に旧司法試験に合格しましたが、これで終了ではありません。今後、修習を受け、さらには実務家になったのちも、勉強を重ねていかなければなりません。ここで、慢心することなく、常に多くのことを吸収して成長していきたいと思っています。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻のほどを宜しくお願い申し上げます。

ようこそ法曹会へ

中大ローから司法の世界へ

新64期司法修習生

◆ 赤羽 悠一



1 はじめに

私は中大ロースクール5期生で、新64期司法修習生の赤羽悠一と申します。平成20年に中大ローの既習者コースに入学し、平成22年に、同過程を修了、その年の新司法試験に合格致しました。

はじめに、中央大学法曹会の奨学生について、諸先輩方に感謝を申し上げます。私はロースクール在学中に、中央大学法曹会奨学生制度に基づき奨学生を頂きました。その奨学生を生活費等に使わせて頂いたおかげで、試験前の大事な時期に勉強に集中することができました。この場を借りてお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

2 中大ロースクールでの2年間

私が新司法試験に合格できたのは、中大ロースクールで教鞭をとられている先生方のご指導のおかげであり、中央大学法曹会の諸先輩方のサポートのおかげであり、そしてなにより中大ローの同期の方々のおかげです。

中大ローの先生方は、授業中はもちろん、休み時間に質問にうかがった際にも熱心に指導してくださり、こちらもその想いに応えなくてはと思ったものでした。中大ローの先生方は、法律学を常に実学としてとらえ、いかなるときも具体的なケースを想定しながら法律の解釈を行うべきことを教えてくださいました。実務を意識した先生方の講義は、今司法修習生として実務修習を行う中でも役に立つことが多々あり、改めて感謝の気持ちを感じています。

また、中央大学法曹会の諸先輩方には、前に述べました奨学生をはじめとする経済的なサポー

トはもちろん、法職講座を通じたご指導など、手厚いサポートをいただきました。私も法職講座を通じて、中大OB・OGの諸先輩方から何度も指導を受けましたが、非常に充実した内容の講義が多く、法曹界における中大出身者の層の厚さを感じた瞬間でした。

そして、中大ローでともに切磋琢磨し合った同期の友人たちからは、勉強はもちろん本当にたくさんのことを学びました。中大ローには様々な背景を持った人たちが集まり、比較的狭い世界で生きてきた自分にとって、多くの刺激を与えてくれました。ゼミや普段の生活を通して、自分の至らぬ点にも多く気づかされ、周りから学ぶことがとても多い2年間でした。これから先も支えあえる関係を築いていきたいと思っています。みなさん、これからもどうぞ宜しくお願いします。そして困ったことがあったら、いつでもご連絡ください。

中大ローは、新司法試験を受験するうえでも、人間関係を形成するうえでも、私にとって非常に良い環境でした。この場をお借りして、お世話になった方々に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

3 司法修習生としての生活

新司法試験の合格発表の後、平成22年11月から司法修習生としての生活がスタートしました。

私は山梨県の甲府で修習をしています。甲府の弁護士事務所、裁判所、検察庁の皆さんには修習生に対してとても熱心であり、私たちのためには貴重な時間を割いてくださり、本当にありがとうございます。また、甲府は私の出身地である長野県松本市と同じく四方を山に囲まれており、

雄大な山々を見るとなんだか安心感を覚えます。甲府は人も自然もとてもアットホームで、修習生活を送るにはとてもよい環境です。

修習生活の中では新しく学ぶべきこと、考えるべきことが多く、ついていくので精一杯というのが正直な感想です。実務修習では、新司法試験合格のため勉強してきた知識だけでなく、全人格的な能力を試されている気がします。たとえば弁護修習においては、保険制度の知識であるとか、会社間の取引の実態であるとか、法律的な知識以外の知見が必要であることを実感しました。教科書に載っていることだけではなく、実社会で何が行われているのか、一種の常識のようなものを実際のケースにあたることで学んでいけるのも、実務修習の醍醐味だと思います。

ところで、諸先輩方のご尽力のおかげで、私たちは給費制を存続したまま修習生活を送ることができることになりました。しかしながら、今日の我が国の経済情勢のもとで、司法修習生の給費制について国民の理解が得られているとは言い難いと思います。そんな中で私たちがすべきことは、修習の中で一つでも多くのことを吸収し、法曹となったあと一つでも多くのことを社会に還元することだと感じています。実務修習も既に折り返し地点を過ぎましたが、実りあるものとなるよう意識して取り組んでいきたいと思います。

4 司法の世界に踏み出すにあたって

3月11日の大震災によって、私たちの日常は一変しました。中大法曹会の諸先輩方やそのご親族の中にも、被害にあられた方がいらっしゃるかと思います。中大ローの同期の友人の中にも、東北地方で修習を行っている者もあり、大変な苦労をしているのではないかと心配です。

このようなときに司法の世界に踏み出す私たち新64期は、法曹として社会のために自分に何ができるのか、それを考えていく責務を負っていると思います。今まで私は周りの人たちにたくさんお世話になり、多くのものを与えてもらいました。これからはその与えられたものを社会に還元していくために、まずは一人前の法曹

になれるよう、自分の目の前にある仕事に丁寧に向き合いたいと思います。

修習が終われば、いよいよ私は司法の世界へ足を踏み入れることになります。中大ローから司法の世界へ。まだまだ司法の世界の入り口に立ったに過ぎない未熟者ではありますが、諸先輩のご指導のもと、勉強させていただき、社会のために役に立ちたいと思っております。どうぞ宜しくお願ひ致します。

ようこそ法曹会へ

学習する日々を振り返って (感謝とご報告)

新64期司法修習生

◆ 坂本真由子



1はじめに

はじめまして。私は、2009年度中央大学法科大学院修了生の坂本真由子と申します。2010年9月に、新司法試験に合格いたしました、同年11月からは司法修習生として、日々勉強させて頂いております。

この度は、中央大学法曹会奨学生制度の奨学生として多大なるご援助を頂きまして、誠にありがとうございました。新司法試験受験直前には、突然の手術、入院があったり、また、試験準備のための教材購入費が非常に多くかかったりと、予期せぬ出費が続くこともございましたが、頂きました奨学生により経済的に困窮することなく、無事、受験を終えることができました。

また、試験終了後は、簿記の勉強をはじめ、将来のための学習に奨学生を使わせて頂きました。

私は、専門学部の頃より中央大学で勉強させて頂いておりましたので、大学進学から新司法試験合格までの間、中央大学法曹会の先輩方には今回の奨学生をはじめ、物心両面で多大なる学習のご支援を頂いておりました。このようなご支援を頂いたからこそ、今、修習生として勉強を続けることができております。誠にありがとうございました。

本稿におきましては、今までのご支援への感謝の思いとともに、法科大学院での学習状況や、司法修習生としての現状をご報告させて頂いたいと思います。

2 法科大学院での学習

私は、2008年4月に、中央大学法科大学院既

修者コースへ入学いたしました。法曹として仕事をしていくことは、幼い頃からの夢でしたので、専門学部入学時より少しづつ勉強を重ねていたのですが、法科大学院入学当時は、同級生との実力差に愕然としたり、また授業についていくことができなくて落ち込んだり、自分が非常に情けなく感じることばかりでした。

しかし、落ち込んでいても勉強ができるようになるわけではないので、自分ができる精一杯のことを続けるという毎日の繰り返しでした。

また、苦しいことばかりでもなく、裁判官や検察官の派遣教員の先生方や、弁護士の実務家教員の先生方のお話を伺いする機会に恵まれました。その度に、早く実務に出たい、だから頑張って勉強しようと、勉強へのモチベーションが高まり、試験に向かって勉強を続ける苦しさというのは、かなり軽減されたと思います。

私には、専門学部3年生の時に現行司法試験に合格し、既に弁護士として仕事を始めている同級生がいます。そういう同級生と比較して、自分が専門学部在籍時、努力することができなかつたことを後悔し、法科大学院へ入学したことも遠回りをしたような気持ちになることがありました。

しかし、法科大学院に入学していなければ感じることができなかったこと、体験することができなかったこと、そういうことが沢山あると思います。

人それぞれ、様々な道を辿って、目標へ近づいていくものだと思いますが、私にとっては、ゆっくりと法律を学び直し、本当に法律家になりたいのか見つめ直した法科大学院での2年間は非常に貴重な時間でした。

3 司法試験合格から修習開始まで

このような受験生活を送りましたが、先の通り2010年9月、何とか司法試験に合格することができます、11月からは司法修習生として勉強を続けています。

試験に合格した直後は、非常に嬉しい気持ちが大きかったのですが、11月からの修習に向けて不安もありました。

特に不安だったのは、修習地が東京だったことです。東京修習は、配属される修習生が最も多い分、目的意識の高い修習生も非常に多いと聞いていました。また、人数が多くいため、自分から積極的に取り組まないと、埋もれてしまい、充実した修習を経験することができないという噂も聞いていました。そういうことから、自分の性格上、無理をしなければ充実した修習を経験することはできないのではないかと非常に不安でした。

4 司法修習を経験して

このような不安を抱えて臨んだ修習でしたが、意外にも、無理をして取り組むことなくのびのびと勉強することができております。

私は現在までに、民事裁判修習、検察修習を終え、現在は弁護修習中です。

いずれの修習でも、今までに経験したことが無いほど膨大な量の事実と向き合わなければならず、重要な事実を見落としたり、当事者の主張がどういう意味なのか全く分からなかったり、そういう失敗を繰り返し、記録を見るのが嫌になりました。

しかし、ご指導を頂きました皆様に温かい励ましを頂きながら、どうにか毎日立ち直って修習を続けております。

初めは、非常に不安な東京修習でしたが、幸いにも実務庁での指導官の方々や研修所のクラスでの教官は皆様素敵な方ばかりです。たしかに、黙って机に座っているだけでは充実した修習を送ることはできないと思いますが、無理に発言しようとしたりせずとも、自然と一生懸命修習に取り組むことで、十分に充実した修習を経験できていると思っております。

5 おわりに

以上が私の現状のご報告ですが、思い返してみると、やはり私の今までの生活は本当に多くの方に支えて頂いた上で成り立っているものなのだと実感いたします。受験時代に支え合った友人、学習面や施設面でのサポートをして下さった先生方、先輩方、そして、今も指導官、教官の皆様に日々励まして頂きながら勉強を続けることができています。

特に中央大学におきましては、自分は本当に大切に育てて頂いたと思っております。このようなご支援に報いなければと思い、修習中は硬くなることも非常に多いのですが、そういったことをプレッシャーに感じないよう強い心をもって、立派な法律家となれるよう、日々精進していきたいと思っております。

人事委員会活動報告



人事委員会委員長

奈良道博

中央大学法曹会人事委員会は、幹事長の諮問に基づいて、法曹会が学校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補者の人選を行うことを目的とする委員会である。委員長には、慣例として、前年度法曹会幹事長が就任せている。

平成21年度・22年度における各推薦候補者名及び法曹会の候補推薦日は以下のとおりであり、いずれも法曹会の推薦を経て推薦通り選任されている。

推薦日 平成21年7月3日

中央大学商議員

黒須雅博 友部富司
伊達俊二

同 平成22年4月5日

学員会副会長

鈴木誠

学員会常任幹事

金澤恭男 坂巻國男
奈良道博 村山芳朗

学員会幹事

安藤良一 石渡光一
大高満範 白井正明

山岸憲司 稲田寛
大谷隼夫 水津正臣

鈴木康洋 瀬川徹
林勘市 柳沢義信

篠原由宏 山本隆幸

横溝高至 行方美彦
岩瀬外嗣雄 根岸清一
柄木敏明 脇坂治國

学員会会計監事

舟橋定之
同 平成22年5月27日

秋定和宏 安西愈志夫
飯沼允健
稻田寛治
小川信明
楠本博志
小林元治
白井典子
水津正臣
田中茂
深澤守
森徹
諸永芳春
柳澤泰
同 平成22年7月20日

(財)白門奨学会理事
吉野純一郎

(財)白門奨学会監事
水津正臣

同 平成22年12月9日

(財)白門奨学会評議員
鍛治美奈登 嘉本益巳

(財)白門奨学会選考委員
行方美彦

同 平成23年3月18日 中央大学選任評議員候補者推薦 委員会委員 石渡光一 福家辰夫 金澤恭男 山本隆幸 千葉昭雄	同 平成23年3月31日 中央大学理事選考委員会委員 大谷隼夫 山本隆幸 根岸清一 行方美彦 同評議員会議長・副議長選考委員会委員 千葉昭雄
同 平成23年3月22日 中央大学選任評議員 安藤良一 飯沼允 坂巻國男 森田憲右 荒井洋一 寺島秀昭 横溝高至 丹羽健介 嘉本益巳 山崎司平 今中美耶子	なお、平成23年4月20日現在、当委員会が候補者として選定し、法曹会として推薦予定の者は以下のとおり 中央大学理事候補者 金澤恭男（東弁） 奈良道博（一弁） 千葉昭雄（二弁） 中央大学監事候補者 鈴木康洋（東弁）

「中央大学法曹会奨学金」 募金ご協力のお願い



募金実行委員会委員長 飯塚 孝

1 法曹会奨学金制度

前回発刊された「中大法曹第23号」において、「中央大学法曹会奨学金」創設のご報告という記事が掲載されていますので、その沿革や「中央大学法曹会奨学基金規程」等については、同号をご参照いただきたいと存じます。

本日、法科大学院から送付を受けた「中央大学法科大学院」2012年度ガイドブックの「学費・奨学制度について」の欄において、本奨学金制度の目的は、「中央大学法曹の意思を尊重し、中央大学法科大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍できる人材の育成を図る」と紹介されています。これまでの給付実績は、2009年で21名（うち合

格者20名）、2010年で給付者21名（うち合格者17名）という成果となっており、受給者からも大きな感謝を受けているところです。

2 募金ご協力のお願い

法曹会奨学金は、中央大学法曹会会員約4000名の方々の篤志に大きな期待をかけ、当面の目標額を3億円として募金活動を行っています。

本奨学金の創設は、中央大学創立125周年募金事業の中で寄付を募る形で出発いたしましたが、目標額に達するには低迷する経済状況の中ではかなりの年月を要すると思われることから、一人当たりの募金額を30万円、期間を5年間として、1ヶ月5000円という経費処理が容易な額

委員会活動報告

での募金をお願いすることにいたしました。

3 募金実績

本奨学金の応募実績は、平成23年4月11日現在、「寄付申込件数183名1団体、申込金額71,180,000円」であり、寄付入金額は、54,630,000円となっています。

法科大学院においては、一人当たり30万円を、毎年20名以上の法科大学院生に支給できること

を希望しており、法曹会としても新しい法曹養成制度の中で中央大学法科大学院がトップスクールとして質の高い法曹を輩出する責任を果たすべきものと考えます。

中央大学法曹会会員におかれましては、当面1000人を超える程度までの寄付申込者を確保したいと存じますので、よろしくご応募の程お願い申し上げます。

進路指導対策委員会活動報告



進路指導対策委員会委員長

瀬川 徹

中大法曹会は、中央大学出身者、又は、中央大学法科大学院の出身者である司法修習生が弁護士事務所を探し、入所する際の指導・助言を行う委員会として、当委員会を立ち上げ、活動を続けてきました。当委員会が活動を始めてから早くも5年目になります。この間、新60期から現在の新64期までの司法修習生の上記指導・助言を下記の通り行ってきました。

記

(期)	(人数)
① 新60期～61期	16名
② 新62期	20名
③ 新63期	8名
④ 新64期	5名

(平成23年3月29日現在)

指導・助言の方法は、当委員会の指導・助言を求める希望の司法修習生を各部会（5部会）に割り当て、各部会長が中心となり、司法修習生と直接面談し、履歴書の記載内容、面談の際

の注意事項を指導し、かつ、弁護士事務所の探索の助力を行います。もちろん、司法修習生自身も自らの努力で弁護士事務所の探索の努力を行います。

幸い、前記①～③までの全員が、自らの努力、又は、当委員会の指導・助言の成果を受けて弁護士事務所に入所する成果を挙げてはおりますが、昨今の厳しい環境の中では、④の方の見通しは、予断を許さない状況にあります。

当委員会は、毎月1回の割合でこうした各部会の活動及び成果の報告を受けて、全体としての対応を協議しています。

因みに、今年度は、下記の通り委員会を開催しました。

①4月23日、②5月27日、③6月25日、④7月26日、⑤9月2日、⑥10月26日、⑦12月8日、⑧1月18日、⑨3月1日、⑩3月29日

当委員会は、より多くの弁護士事務所に求人を依頼すべく、今年度、東京三会の一定の

範囲の弁護士事務所に求人要請のFAX要請を行いました。

その結果、求人要請に応答してきた弁護士事務所に対し、上記、司法修習生を紹介し、無事、就業ができた方もいます。しかし、この手法を今後継続すべきか否かは、全体的に見て、応答数は極めて限られている一方で、経費の出費が見込まれること、本来、大学側の協力も必要なのではないかなどを考慮し検討すべきとの意見が当委員会では出ております。

更に、弁護士会全体が、司法修習生の就職支援体制を構築している中で、上記、当委員会に対する指導・助言を求める司法修習生の減少傾向、一方、各部会の負担などを考慮した場合、当委員会の存続及び活動意義について再検証する時期が到来しているのではないかとの意見も出ております。

以上、報告させていただきます。

法職教育検討委員会活動報告



法職教育検討委員会委員長

水津正臣

当委員会は、学部生に対する法廷傍聴と演習担当講師の推薦の二つを担当しています。

法廷傍聴は年1回ですが、3~40名の学生を対象に東京地方裁判所の刑事事件を傍聴します。グループを4つ位に分けて各班に弁護士が数名付き添い、傍聴後に感想会を開きます。

一昨年私が付き添った事件は傷害罪でした。弁護人はなんと私の知人でした。裁判官、検察官が学生の傍聴を意識して、とにかく素人にわかるように話をしてくれたのには驚きとともに感謝の念が湧きました。

勿論弁護人の彼も、学生を前にして尋問や弁論に熱が入っていました。学生達も裁判の雰囲気が大変よかったです。熱心に傍聴し、裁判の内容もかなり理解していました。

傍聴後のディスカッションでは、それぞれの立場からの被告人への質問の内容、仕方について議論が集中しました。それは、弁護人が被告

人を追及し、検察官が被告人をかばうような質問をしたからです。私達にとっては当たり前の質問でも、学生にとっては何故弁護士の立場から、何故検察官の立場からあのようなことを質問するのか疑問のようでした。被告人にはかなり前ですが、同種前科があったので、執行猶予がつくか否かで学生達の意見は分かれました。後日、弁護人にきいたところ猶予がついたとのことでしたが、私自身も傍聴していて大変役に立ちました。

昨年はオーバーステイの事件で、これも前に同種前科があるので実刑か否かが議論の中心となりました。オーバーステイの背景には心打つものがあって、学生たちにはよい社会勉強になったと思います。

このように法廷傍聴は、学生たちに法律に対する強い感心を植えつけたと思うし、付き添う我々にも勉強になる素晴らしい企画だと思いま

す。

2つ目の講師の推薦は、実際のところ活動はない状況です。ただ、昨年2人の先生が長く講師を続けたので、今回は辞退したいという申し出がありました。ただ、学校側から当委員会に要請があったのは、慰留して欲しいということでした。突然の話で、しかも慰留できなかったら次の講師が決まっていないという事態であったので是非にと慰留しました。

しかしこれでは何のための委員会かということになります。限られた人に犠牲を強いるのではなく、幅広く講師になる人をプールしておくこそ大事であると思います。

今後は、そのような体制をつくっていくことが当委員会の役目だと思っています。いずれにしても、大変大切な委員会の任務であり、今後更なる充実を計らなければと思っています。

機構改革実行特別委員会活動報告

機構改革実行特別委員会担当副幹事長

根岸清一

委員長の門屋征郎先生の代わりに、担当副幹事長が報告させて頂きます。

1 当委員会の目的

- ① 本会支部および支部分会の設立および推進
- ② 若手会員の参加増強

2 当委員会の活動状況

当委員会は、主に次の活動を行った。
新支部の設立に向けた活動として、現在各地で活発に活動している各支部の活動を全国に及ぼすべく計画した。まず手始めに、北海道に、九州支部等のように活発な御活動をして頂くべく、北海道支部と中大法曹会執行部の先生方との懇談会を実施した。この懇談会にはロースクールからも参加し、エクスターンシップ生の受け入れの協力も併せて、北海道地区における支部活動を更に活発にするよう努力していくことが申し合わされた。

また、支部行事にも努めて参加するようにしてきた。

次に、若手会員の参加増強については、進路指導委員会、若手会員活動委員会が設立され活動を開始していることにより、実質的には、同委員会が中心となって活動を行っている状況である。

3 今後の課題

支部を全国に遍く設立すること、設立された支部と本会との連携を深めることが重要な課題である。

特にロースクールのエクスターンシップ生の引き受けや、新法曹の就職問題の解決のために、本会と支部との連携を深化させることが、求められるものと思われる。

関係諸団体交流委員会活動報告



関係諸団体交流委員会委員長

山崎 司平

「中大法曹関係諸団体交流委員会」(以下「当委員会」ともいう)については、平成21年5月発行の「中大法曹」No.23に、坂巻國男・副幹事長(当時)が、準備会の状況について報告されている。また22年5月のニュースでは、私が簡単に報告をさせて頂いた。更に「中大法曹」の今号では行方美彦事務局長が触れておられるし、事業報告でも活動報告がされているところである。然し乍ら、当委員会は新しい委員会であるため、委員会の存在そのものさえご存知ない方もあると思うので、上記各記事との重複を恐れず、報告する。

さて、当委員会は、平成19・20年度の奈良道博執行部によって創設された委員会である。私は、奈良執行部の副幹事長の時に、学員会の有力支部である南甲俱楽部とか学員体育会の行事に参加する機会を得た。中大法曹会は、執行部も委員長も1期2年で総入れ替えとなる慣習であるが、他の学員諸団体は必ずしもそうではなく、2期・3期と長期の任務に就かれている方が多かった。再任制の一番の長所は、事業の継続性が図れることであろう。法曹会の執行部となつた者が2年間の活動を通じて他団体の方と親しくなっても、3年目にシャッフルでは、他団体は「また代わったの? 中大法曹の誰と話せば良いの?」との思いを抱かれることとなり、ひいては、中大法曹の発言力の増大が望みにくいこととなる。この弊害を無くし、他団体との交流について継続性を持たせようとしたのが、

当委員会を発足させた動機の一つである。そこで、「中央大学の関係諸団体と交流を図り、団体相互の親睦を深める」ことを、当委員会の目的の一つとした。

他団体との交流・親睦の面で、最も時間を費やし、かつ相応の成果を挙げたのは、南甲俱楽部との交流であろう。奈良執行部の2年目から準備会を開き、千葉執行部の1年目は5回も会合をもった。2年目の平成22年度も年間4回の会合を開いた。各会合は、法曹会と南甲が交代で幹事を務めたが、法曹会が幹事会のときの会合で、中大法曹の元幹事長である重鎮・田宮甫先生に対する南甲俱楽部の誤解が晴れたことがあった。過去において法人・学員会・評議員会の各役員人事を巡り、法曹会と南甲の間に深刻な緊張関係があったことを仄聞しているが、誤解に基づく対立は不幸である。今後は不毛な対立・緊張が無くなるように、交流委員会が一定の役割を果たすことが望まれる。南甲俱楽部は、平成21年度の終わり頃であったと記憶しているが、法曹会との交流を「懇話会」と位置づけしたようである。学員団体の他の有力団体とされている国会白門会とか学員体育会とも同様の交流・親睦を深めていくことが望まれる。

ところで、当委員会は「若手会員活動委員会」とともにスタートした。すべての団体は新人が続々と入会してくることを望んでいると思われるが、法曹会も若手会員が寄りつかないようでは将来の展望はあり得ない。当委員会の規則第

委員会活動報告

2条は「会員の研鑽、業務拡充にとって有益な企画をし、実行することを目的とする」と明記している。この面では平成22年度に「技術士会」と準備会を開くことが出来た。行方事務局長が報告されている通り、同会主催の講演会を法曹会会員が聴講したり、法曹会から講師を派遣するという、地道な交流を重ねていくことが大切であろう。私は、白門司法書士会には旧知の方

がおられるが、任期中に交流が出来なかったのが残念である。

最後に、お店のオーナーが中大の学員である「S a n - m i 高松・本店」には、南甲俱楽部との交流会で多大な便宜を図って頂いた。場違いと受け止められる方が多いと思われるが、ここに記載することによって同店への御礼と罪滅ぼしとしたい。

若手弁護士活動委員会活動報告



若手弁護士活動委員会委員長

清水 修

昨年度より、若手弁護士活動委員会の委員長を拝命している清水修です。これまで中大法曹会には積極的に参加しておりませんでしたが、いろいろなご縁が重なって当委員会の委員長を務めさせていただくことになりました。

当委員会の使命としては、とにかく学部出身、法科大学院出身を問わず中央大学出身の若手弁護士に中大法曹会に親しんでいただき、今後中大法曹会への帰属意識を持ってその運営にも参加していただくことだと思っております。

弁護士会や弁護士会の派閥などにも若手弁護士を対象にしたセミナーなどがあり、若手弁護士の方が弁護士会などの行事への参加を優先されることは仕方のないことだと思いますが、若手弁護士の方たちにも中大法曹会に帰属意識を持って積極的に中大法曹会の運営等にも参加いただきたいというのが当委員会並びに私の願いです。

それには、中大法曹会に帰属することだとえば中大法曹会主催の行事に参加することが、若

手弁護士にとっても魅力的なものである必要があります。そのためには中大法曹会が若手弁護士の方にとって敷居の高いものになってはならないことはいうまでもありませんが、どうすれば魅力的なものになるかいろいろ考えてはいますが、なかなかいい考えが浮かばないのが現状です。

中大法曹会の独自性を持った行事などを今後開催できたらと思っておりますが、皆様方に何かいいお考えがございましたら、お知恵をお借りできれば幸いです。

今後とも、精一杯精進していく所存でございますので、皆様方から暖かいご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、若手弁護士の方には中大法曹会への積極的なご参加をお願い申し上げます。

広報委員会活動報告



広報委員会委員長

窪木登志子

1. はじめに

本号では御寄稿依頼をお願いする時期が遅れてしまい、奇しくも東日本大震災後となりましたので、御執筆の方々には、大変なご無理をお願いしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。このように玉稿を頂戴できましたことは、ひとえに皆様のおかげであり、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

2. 広報委員会の活動

(1) 中大法曹ニュース第8号の発行

平成21年9月から準備を始め、平成22年5月に、タブロイド版6頁で発行できました。（5月20日総会から配布）

誌面には、千葉昭雄幹事長から、中大法曹会について、設立からの経緯とともに、ロースクールの教育、奨学金、及び就職への協力と、その結果、「中大法曹会奨学金」を受けた学生21名中20名が合格したことが報告されました。また、平成21年に「若手会員活動委員会」と、南甲俱楽部等の中大「関係諸団体交流委員会」が設立され、活動されていることも報告されました。

そして、両委員会及び募金実行委員会の各委員長からの御報告と、法務省で法曹養成などの御担当参事官でいらした佐々木宗啓会員、東京地方裁判所の部総括判事でいらっしゃる松井英隆会員、弁護士の横溝高至会員、また大学からは福原紀彦法務研究科長及び橋本基弘法学部長から、それぞれ

お忙しい中御寄稿を頂き、そして九州・山口からは「九州・山口大会2010 in 山口」について、湯川久子会員と黒川裕希会員より、心温まる書状とお写真を頂きました。また中大法曹奨学金を受けて司法試験に合格した2名からも、感謝の報告を頂きました。

さらに新設された市ヶ谷田町キャンパスの記事も、秋定和宏会員から頂きました。

(2) 中大法曹第24号

平成22年7月から、準備を始め、平成23年5月に本号を発行できました。

誌面は、ご覧のとおりです。

本号は、中央大学の125周年式典の後、中大法曹会の60周年を前にしての発行となりましたが、加えて阿部三郎先生の御逝去、東日本大震災後の発行となりました。事前準備の段階で、当会の財政と刊行予算のお話から、「本誌の目的とは」、「中大法曹会の意義とは」（現役の先輩方が多くいらっしゃるうちにこの宝を承継すべき！社会的プレゼンスも！）という青い議論も勝手にしておりました。

本号により、中大法曹会の現状の様子、久野理事長をはじめ見守って下さる方々の熱き思い、加えて来し方と、次代の星である皆様についてもお届けできれば幸です。

終りにて恐縮ですが、終始支えて下さいました中大法曹会事務局の皆様に、深く感謝申し上げます。

中央大学法曹会 平成21年度・22年度事業報告



中央大学法曹会事務局長

行方 美彦

中央大学法曹会会則第2条には、本会の目的として、会員相互の親睦、学校法人中央大学の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することが掲げられている。

私共執行部は、中大法曹会組織の強化（若手法曹の法曹会への参加、法曹会支部等）、中央大学法科大学院の支援、大学関係諸団体との交流、学校法人中央大学の興隆のため、法曹会としての提言の検討等を活動方針として法曹会を運営してきた。

第1に、本会の組織強化であるが、増加する若手法曹の法曹会への参加はこれからの法曹会の発展のためには必要不可欠である。そのために、若手会員から意見を聞く機会を設け、また、若手会員同士の交流会、若手会員向けの講演会を実施した。最近では若手会員による懇談会も開催され、会誌「中大法曹」にも掲載されているので是非ご一読を頂きたい。また、法曹会支部の活性化であるが、以前から神奈川支部、九州・山口支部が活発に活動をしていることころであるが、札幌支部の創設に向けて同地において意見交換会をもち、創設の方向で今後協議を継続してゆくことになった。

なお、組織の機能強化の前提である会員名簿が不完全であったので、法曹会会員名簿を全面的に改訂するとともにデータ化を行った。

第2に、中央大学法科大学院の支援であるが、募金実行委員会の努力及び会員のご協力により、中央大学法曹会奨学金募金は5463万円の多額にのぼり、制度開始以来62名、合計1860万円を給付し、残額は3603万円（平成22年4月11日現在）となっている。会員の皆様に感謝をする次第である。なお分割分の寄付金が今後も入金される

予定である。ちなみに、平成22年度においては、受給者21名（1名あたり30万円）のうち、17名が平成22年度新司法試験に合格した。これらの合格者から謝意も含め給付金の使途についての報告が法曹会に対してなされた。

また、司法修習生に対する就職支援については、進路指導対策委員会において就職先の紹介、履歴書作成方法等のきめ細かな指導がなされるとともに、本年度は初めての試みとして、東京三会の弁護士（出身大学を問わず）に対し、ファクシミリを送付し、中大出身の司法修習生の就職あっせん活動を行った。これにより現実に採用された者がおり、それなりに成果を得られた。

第3に、大学関係諸団体との交流であるが、関係諸団体交流委員会により、南甲俱楽部との交流会が多数回開催され、大学経営に関する事項、両団体における若手会員の参加状況等忌憚のない意見交換がなされた。また、今回初めて白門技術士会との交流会がもたれた。同会とはその後も、同会の開催する講演会に本会会員が出席し、また、本会への講演依頼があるなど、今後も交流の発展を大いに期待できるものと思う。

第4に、学校法人中央大学の興隆のための法曹会としての提言等であるが、中央大学法科大学院及の建替・移転及び法学部の司法関連カリキュラムの改善等について大学問題検討委員会に諮問したが、答申を得るまでには至らなかつた。ただ学校法人等における本会を出身母体とする役員等のご尽力により常任監事制度が新設されたことは、125周年を迎えた今後の学校法人の発展に大いに資するものであると思う。

平成21年度・平成22年度の具体的な事業の概

要は以下のとおりである。

この度、未曾有の東日本大震災が発生しました。心からお見舞いを申し上げます。

平成22年度を終えるにあたり、いくつかの行事等が中止となりましたことを最後にご報告申し上げます。

中央大学法曹会平成21・22年度開催行事報告書

自 平成21年6月1日
至 平成23年5月31日

中央大学法曹会事務局

平成21年	
5月14日	平成20年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成21年度定時総会 叙勲受章者・栄進者祝賀懇親会
5月26日	南甲俱楽部 定時総会・懇親会
6月11日	平成21年度第1回執行部会
6月15日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
6月19日	進路指導対策委員会
6月27日	九州・山口支部総会（那覇市） 千葉幹事長、門屋機構改革実行委員会委員長、村山中央大学理事出席
6月30日	神奈川支部平成21年度定時総会 講演会 箱根駅伝中大監督 浦田春生氏 懇親会 千葉幹事長、行方事務局長出席
7月13日	募金実行委員会
7月13日	法職教育検討委員会
7月16日	平成21年度第1回常任幹事会・幹事会 若手会員との意見交換会 懇親会
7月27日	平成21年度第2回執行部会
7月31日	比較法研究所常任幹事との懇談会 千葉幹事長、横溝副幹事長、行方事務局長出席
8月27日	機構改革実行委員会
9月7日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）

9月2日	進路指導対策委員会
9月15日	平成21年度第3回執行部会
9月16日	広報委員会
9月30日	若手会員活動委員会
9月下旬	「中大法曹」発送
10月3日	中央大学法科大学院同窓会総会・懇親会 千葉幹事長出席
10月5日	新司法試験合格者（中央大学法科大学院卒業生）祝賀会を学校法人中央大学と共に実施
10月8日	機構改革実行委員会
10月13日	平成21年度第4回執行部会
10月23日	若手会員活動委員会
10月25日	ホームカミングデーに参加 無料法律相談実施
10月26日	進路指導対策委員会
10月30日	中央大学法学部学生を対象とした法廷傍聴実施（法職教育検討委員会）
11月13日	若手会員活動委員会
11月18日	平成21年度第2回常任幹事会・幹事会 合格者・若手会員向け講演会 笠井直人弁護士「倒産事件の醍醐味と必要なスキル」 旧司法試験合格者・新司法試験合格者（中央大学卒業生→他大学法科大学院卒業生）祝賀会 懇親会を学校法人中央大学と共に実施

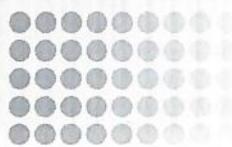
事業報告

11月26日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）	4月23日	進路指導対策委員会
12月1日	平成21年度第5回執行部会	4月30日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
12月11日	機構改革実行委員会	4月15日	平成21年度第9回執行部会
12月11日	若手会員活動委員会	4月17日	委員長と執行部との懇談会
12月11日	進路指導対策委員会	5月12日	平成21年度第10回執行部会
平成22年		5月17日	若手会員活動委員会
1月12日	平成21年度第6回執行部会	5月20日	平成21年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成22年度定時総会、叙勲受章者・栄進者祝賀懇親会「中大法曹ニュース」発行
1月18日	若手会員活動委員会	5月25日	南甲俱楽部 定時総会・懇親会 千葉幹事長、行方事務局長出席
1月21日	平成21年度第3回常任幹事会・幹事会 若手会員交流会 新入会員歓迎会 叙勲受章者祝賀懇親会	5月27日	進路指導対策委員会
1月27日	進路指導対策委員会	6月5日	中央大学学員体育会総会懇親会 千葉幹事長、行方事務局長出席
1月30日	法曹演習・法律専門職養成プログラム・法務インターンシップ合同懇親会 水津法職教育検討委員会 委員長、行方事務局長出席	6月18日	平成22年度第1回執行部会
2月5日	大学問題委員会	6月25日	進路指導対策委員会
2月8日	法科大学院生との懇談会	7月2日	札幌支部設立準備のための会合（札幌）（機構改革実行委員会）
2月16日	平成21年度第7回執行部会	7月8日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
2月19日	機構改革実行委員会	7月13日	平成22年度第2回執行部会
2月22日	若手会員活動委員会	7月15日	平成22年度第1回常任幹事会・幹事会
2月25日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）	7月23日	広報委員会
3月2日	大学問題検討委員会	7月26日	進路指導対策委員会
3月13日	九州・山口支部総会（下関市） 千葉幹事長、根岸副幹事長、村山中央大学理事出席	9月2日	進路指導対策委員会
3月16日	平成21年度第8回執行部会	9月6日	広報委員会
3月17日	中央大学学生奨励賞授与式「第12回法曹会賞」授与（大学在学中に司法試験合格2名）千葉幹事長出席	9月9日	平成22年度第3回執行部会
3月23日	中央大学学員体育会「体育部総合祝勝会」行方事務局長出席	10月12日	新司法試験合格者（中央大学法科大学院卒業生）祝賀会を学校法人中央大学と共に実施
3月24日	進路指導対策委員会	10月14日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
		10月19日	広報委員会
		10月21日	白門技術士会との交流会（関係諸

	団体交流委員会)
10月26日	進路指導対策委員会
11月 1日	中央大学法学部学生を対象とした法廷傍聴実施（法職教育検討委員会）
11月13日	中央大学125周年記念式典へ参加
11月16日	平成22年度第4回執行部会
11月18日	平成22年度第2回常任幹事会・幹事会 合格者・若手会員向け講演会 平賀 修弁護士 「クレーマー（不当要求）への対応について」 旧司法試験合格者・新司法試験合格者（中央大学卒業生→他大学法科大学院卒業生）祝賀会
11月20日	明大法曹会50周年記念行事 千葉幹事長、行方事務局長出席
11月24日	広報委員会
12月 8日	進路指導対策委員会
12月 9日	平成22年度第5回執行部会
12月 9日	中央大学理事長との懇談会 千葉幹事長、大谷副幹事長、横溝副幹事長、根岸副幹事長、行方事務局長出席
平成23年	
1月13日	平成22年度第6回執行部会
1月18日	進路指導対策委員会
1月26日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
1月20日	平成22年度第3回常任幹事会・幹事会新入会員歓迎会 叙勲受章者祝賀懇親会
2月 5日	法曹演習・法律専門職養成プログラム・法務インターンシップ合同懇親会 水津法職教育検討委員会委員長、行方事務局長出席
2月10日	平成22年度第7回執行部会
2月15日	人事委員会

3月 1日	進路指導対策委員会
3月 9日	人事委員会
3月10日	平成22年度第8回執行部会
3月29日	進路指導対策委員会
3月	中央大学学生奨励賞授与 「第13回法曹会賞」授与（大学在学中に司法試験合格4名）（式典は、東日本大震災のため中止）
4月14日	平成22年度第9回執行部会
4月20日	南甲俱楽部との交流会（関係諸団体交流委員会）
4月26日	進路指導対策委員会
5月12日	平成22年度第10回執行部会
5月19日	平成22年度第4回常任幹事会・幹事会及び平成23年度定時総会並びに栄進者披露懇親会 「中大法曹」発行

以 上



中央大学法曹会会則

(制定昭44・5・17、改正昭55・5・27、平成2・5・16、平3・5・23、平10・5・14、平11・5・13、平13・5・15)

第1条 本会は、中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

2 本会は、本部事務所を東京都内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかり、学校法人中央大学（以下「中央大学」という。）の興隆と司法の発展、法曹の向上、法学の進歩に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二 会報及び会員名簿の発行

三 研究会、講演会及び座談会の開催

四 その他必要と認める事業

第4条 本会に、次の二種の会員を置く。

一 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律学を教授している講師以上の者。

二 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

2 本会の会員として入会しようとする者は、常任幹事会の承認を得なければならない。

第4条の2 会員は、幹事長に届け出て、退会することができる。

2 会員が、次の各号の一に該当するときは、幹事会の議決によりこれを退会させることができる。

一 法曹の品位を失うべき非行があったとき

二 本会の秩序をみだしたとき

第5条 本会に、次の役員を置く。

一 幹事長 1名

二 副幹事長 13名

三 常任幹事 100名以内

四 幹事 1000名以内

五 会計監事 3名以内

第6条 幹事及び会計監事は、総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任する。

2 幹事長、副幹事長及び常任幹事は、いずれも幹事の互選による。

但し、副幹事長8名は、支部が選出した候補者の中から選任する。

第7条 役員の任期は、2年とする。但し再選を妨

げない。

2 補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に、顧問及び参与を置く。

2 顧問及び参与は、総会の議を経て幹事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本会の管理運営につき幹事長の諮問に応ずるほか、幹事会及び常任幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第9条 幹事長は、本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

3 幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査し、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第10条 総会は、定時と臨時とに分ち、定時総会は、毎年5月中に幹事長が招集する。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。

3 幹事長は、100名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、招集しなければならない。

4 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各1名により行う。

5 議長は、幹事長より提案する議事を総会の審議に付する。

6 副議長は、議長を補佐する。

7 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。

第11条 幹事会は、年2回以上幹事長の招集によりこれを開く。

2 幹事長は、幹事15名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

3 幹事会は、幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推薦する事項を議決する。



第12条 常任幹事会は、幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年4回以上幹事長の招集によりこれを聞く。

2 幹事長は、常任幹事5名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

3 常任幹事会は、幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を議決する。

第13条 本会は、必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営に関する事項は、幹事会においてこれを定める。

第13条の2 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第14条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2 会員は、別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

3 既納の会費は、返還しないものとする。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 予算及び決算は、幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第16条 本会則は、総会において、出席会員の三分の二以上の同意を得て改正することができる。

第17条 本会は、別に定める支部規程に基づき、支部を設置することができる。

2 前項の支部の設置は、幹事会の議を経て、幹事長が承認する。

3 支部長は、支部の推薦に基づき、幹事長が委嘱する。

4 支部長は、第6条第2項但書で選出された本会の副幹事長を兼務する。

5 支部に入会した正会員又は準会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

第18条 定時支部長会議は、幹事長、副幹事長、支部長をもって組織し、年1回以上幹事長の招集によりこれを聞く。

2 幹事長が必要と認めたときは、臨時支部長会議を招集することができる。

3 幹事長は、支部長3名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく臨時支部長会議を招集しなければならない。

4 支部長会議は、幹事長が議長となり、支部に関連する重要事項等を議決する。

附 則

この会則は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第1条第2項及び第13条の2の改正規定は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成3年5月23日から施行する。

附 則

第4条第1項、第4条の2、第5条第3号、同第4号、第14条の改正規定は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第5条第4号の改正規定は、平成11年5月13日から施行する。

附 則

第5条第2号、第6条第2項但書、第17条第4項並びに第5項の改正規定、第18条の新設規定は、平成13年5月15日から施行する。

会員の請求による臨時総会招集規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第10条第3項による臨時総会招集に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 100名以上の会員が、会則第10条第3項により臨時総会の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第3条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第4条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則第6条第1項による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 幹事候補者は、左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 250名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より 125名以内



資料

- 三 第二東京弁護士会所属会員中より 125名以内
- 四 都内各裁判所所属会員
(判事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 五 都内各検察庁所属会員
(検事出身の公証人を含む) 中より 40名以内
- 六 その他の正会員または準会員の中より
20名以内
- 七 左記の各支部(分会を含む。)所属会員中より
400名以内
 - 1 関 東 支部(仮称) 若干名
 - 2 関西(近畿) 支部(仮称) 若干名
 - 3 中 部 支部(仮称) 若干名
 - 4 中 国 支部(仮称) 若干名
 - 5 九 州 支部(仮称) 若干名
 - 6 東 北 支部(仮称) 若干名
 - 7 北 海 道 支部(仮称) 若干名
 - 8 四 国 支部(仮称) 若干名

第3条 削除(昭和55年6月1日施行)

第4条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第5条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附 則

この規程は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則

第2条各号の改正規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

第2条第7号の新設規程は、平成13年5月15日から施行する。

中央大学法曹会事務局規則

第1条 中央大学法曹会事務局(以下「事務局」という。)に次の職員を置く。

- 一 事務局長 1名
- 二 事務局次長 若干名

第2条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第3条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第4条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第5条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成2年5月16日から施行する。

中央大学法曹会会費規則

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会会則(以下「本会会則」という)第14条第2項に基づき、会費の納入について定める。

(会費)

第2条

一 都内所属会員の会費は、年額金3,000円とする。

但、入会後1年目の都内所属会員の会費は無料とする。

二 各支部は、所属会員から徴収する会費のうち、会員1名につき年額2,500円を本会の会費とする。

三 役員(本会会則第5条記載の者)は、年額金10,000円を負担する。

但、入会後10年未満の役員の会費は年額金5,000円とする。

(納入の時期・方法)

第3条 会費の納入の時期並びに方法は、幹事長の定めるところによる。

(改正)

第4条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

附 則

この規則は、平成9年12月4日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

第2条の改正規則は、平成19年5月11日から施行する。

中央大学法曹会支部規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中央大学法曹会(以下「本会」という。)会則(以下「会則」という。)第17条第1項に基づき、本会の支部の設置について定める。

(支部の設置)

第2条 本会の幹事会の承認を経て、一定の地域毎に支部を設置することができる。

(会員)

第3条 支部は、当該地域内に住所又は勤務場所を有する左記の会員をもって組織し、支部に入会した会員は、会則第4条第2項の規定にかかわらず、当然、本会に入会したこととする。

- 1 正会員 中央大学学員である法曹又は大学の法律講義を担当している講師以上の者。
- 2 準会員 中央大学の学員である司法修習生及び司法試験合格者、又は外国の法曹で本会の目的に賛同して入会した者。

(支部長)

第4条 支部長は、所属各支部の推薦に基づき幹事長が委嘱する。

- 2 支部長は、幹事長にその支部の役員の氏名を届ける。

(会費)

第5条

- 一 支部の会費は、会費規則第2条第1項但書に基づき支部において定める。
- 二 支部は前項に基づき定めた会費を、支部所属会員から徴収したうえ、その徴収した会費のうち、幹事長と協議して決定した一定額を本部に一括して送金するものとする。
- 三 前項にかかわらず、支部は会費規則第3条第3項に基づき、会費徴収業務を本部に委任することができる。その場合、幹事長と支部長協議の上、当該支部会員が本部へ納入した金員のうち支部に送金する額を定める。

(会則等の準用)

第6条 支部の総会、役員、委員会及び会計については、本会会則及び各規則、規程等を準用する。

(改正)

第7条 この規程は、幹事会の承認を経て改正することができる。

附 則

この規程は、平成13年5月15日から施行する。

附 則

平成16年11月25日幹事会において改正した部分については、平成17年1月1日から施行する。

- 2 旧第7条に基づいて既に設置されている府県単位の分会については、それを支部とみなす。

毎年度司法試験合格者に対する記念品贈呈等の内規
(目的)

第1条 この内規は、中央大学法曹会(以下「本会」

という。)が、次の各号のいずれかに該当する者に対し、記念品を贈呈することにより、その栄誉を讃え、中央大学法曹として後進の指導等の中央大学の新なる発展に関する寄与を促すことを目的とする。

- 一 中央大学在学生及び卒業生であって、施行年度に司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成14年法律第138号。以下「新法」という。)附則第7条第1項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)に合格した者
- 二 中央大学法科大学院の課程を修了し、施行年度に新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)又は旧司法試験に合格した者
- 三 中央大学卒業生であって、他の法科大学院の課程を修了し、施行年度に新司法試験に合格した者

(贈呈方法)

第2条 本会は、大学又は学員会その他から合格者の氏名が公示された後、合格者に前条の記念品を贈呈する。

(費用)

第3条 本会は、毎年はじめ贈呈が予想される人数分の記念品代金を予算として計上しておくものとする。

附 則

この内規は、平成10年5月から施行する。

附 則

この改正規定は、平成19年10月9日における執行部会の承認を得、同年11月22日における幹事会への報告を経て、同年11月22日から施行する。

中央大学法曹会賞授与に関する内規

(目的)

第1条 中央大学法曹会(以下「本会」という。)は、一世紀を越える母校の歴史と伝統を受継ぎ、これに続こうとする後輩の直向きな研鑽の足跡を讃え、母校の新なる発展を願い、ここに中央大学法曹会賞を創設する。

(表彰方法)

第2条 本会は、中央大学(以下「大学」という。)が毎年3月に施行する卒業式において、学業成績の優秀なる卒業生または文化活動に顕著な功績を上げた卒業生に対して、副賞として記念品を添えて「中央大学法曹会賞」を授与する。



資料

(選考方法)

第3条 大学及び本会執行部等から構成された法曹会賞選考委員会は、大学の推薦する受賞候補者の中から受賞者を決定する。

(表彰内容)

第4条 第2条の法曹会賞表彰状の内容及び副賞として贈呈する記念品については、前条の法曹会賞選考委員会において決定する。

(施行)

第5条 本内規は、平成11年3月の卒業式から施行する。

中央大学法曹会慶弔規程

平成15年3月4日 会則検討委員会承認

平成15年5月15日 定時総会承認予定

第1条 この規程は、中央大学法曹会の役員及び会員等の慶弔について、その取り扱いを定める。

第2条 顧問、参与、幹事長、副幹事長及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第3条 会員たる学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員及びその経験者の死去の際は、生花又は花環1個を供え香典又は弔電を贈る。

2 前項に準じる会員又は会員以外の役員の死去の際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第4条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、前2条に準じ弔慰を表することが出来る。

第5条 会員が受勲し又は栄進したときは、祝電を贈ることが出来る。

第六条 会員が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任したときは、祝電を贈ることが出来る。

2 会員以外の者が学校法人中央大学の総長、理事長その他の役員に就任した際、幹事長が必要と認めるときは、前項と同様とする。

第7条 幹事長は、前2条以外の場合において必要と認めるときは、副幹事長の意見を聞いて、祝電を贈ることが出来る。

附 則

この規程は、平成15年5月16日から施行する。

中央大学法曹会奨学金規程

(趣旨)

第1条 中央大学法科大学院（以下「本大学院」という。）は、中央大学法曹会の篤志を尊重し、本大学院に在学する学生の勉学並びに研究活動を支援し、将来法曹として活躍が期待される人材の育成に資するための給付奨学金制度（以下「奨学金制度」という。）を設ける。

2 前項の奨学金の給付を受ける者を法曹会給付奨学生という。

(基金の設定)

第2条 奨学金制度に要する資金を確保するために、別に定めるところにより、中央大学法曹会奨学基金を設定する。

(制度の細目)

第3条 奨学金制度に関する細目は、本大学院教授会の議を経て、法務研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

（規程第2283号）

中央大学法曹会奨学基金規程

(基金の設定)

第1条 学校法人中央大学は、中央大学法曹会奨学金規程（以下「奨学金規程」という。）第2条に基づき、中央大学法曹会奨学基金（以下「基金」という。）を設定する。

(基金の使途)

第2条 基金から生ずる果実は、奨学金規程に定める奨学金に充てる。

2 奨学金規程に定める奨学金に充てるため必要がある場合には、予算で定めて基金の一部を取り崩すことができる。

(追加的組入れ)

第3条 この基金の趣旨に賛同する寄付金があったときは、基金に組み入れる。

(基金の管理)

第4条 基金は、最も安全かつ有利な運用を図るものとし、経理部資金課が管理する。

附 則

この規程は、平成20年11月10日から施行する。

（規程第2284号）

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、中央大学法曹会奨学金規程第

3条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関して必要な事項を定める。

(給付の対象者)

第2条 中央大学法曹会奨学金（以下「本奨学金」という。）は、法曹として将来活躍が期待される中央大学大学院法務研究科（以下「法務研究科」という。）に在籍する学生に対して給付する。

2 本奨学金以外の奨学金の給付又は貸与を受けている者であっても、本奨学金の給付を受けることができる。

(給付の人数及び額)

第3条 本奨学金の給付を受ける者（以下「本奨学生」という。）の人数及び給付の額は、法務研究科奨学委員会（以下「奨学委員会」）の議を経て、法務研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が決定する。

(給付の方法及び時期)

第4条 本奨学金は、本奨学生に対し一括して給付する。

2 本奨学金を給付する時期は、奨学委員会が決定する。

(奨学生の募集)

第5条 本奨学金の募集については、別に定める。

(選考手続及び選考基準)

第6条 奨学委員会は、次の各号の事由に該当する者を本奨学生候補者として選考し、研究科教授会に推選する。

一 成績が優秀であること
二 将来法曹として活躍が期待できること
2 本奨学生候補者の選考手続については、別に定める。

(奨学生の決定)

第7条 研究科教授会は、奨学委員会から本奨学生候補者の推薦を受け、本奨学生を決定する。

(奨学生の義務)

第8条 本奨学生は、所定書式により給付された奨学金での活動成果・結果を奨学委員会に報告しなければならない。

(異動届)

第9条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、法務研究科長に対し速やかにその旨を届け出なければならない。

一 本奨学生本人又は保証人の氏名、住所等に変更があったとき
二 休学又は退学したとき
三 停学又は退学の処分を受けたとき

(奨学金給付の辞退)

第10条 本奨学生は、本奨学金の給付を辞退することができる。

2 本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。
3 法務研究科長は、奨学委員会に対し、前項による辞退届を受理したことを速やかに報告しなければならない。本奨学生が前項により本奨学金の給付を辞退する場合には、奨学委員会が指定する書式により辞退届を法務研究科長に提出しなければならない。

(奨学生の資格喪失及びその後の処置)

第11条 本奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本奨学生の資格を喪失する（以下、本奨学生の資格を喪失した者を「資格喪失者」という。）。

- 一 本奨学金の給付を受けた事由以外の理由で休学したとき
 - 二 退学したとき
 - 三 停学又は退学の処分を受けたとき
 - 四 除籍となったとき
 - 五 最終学年にある学生にあっては、本奨学金の給付を受けた年度に修了することができなかつたとき
 - 六 前条第2項による辞退願が受理されたとき
 - 七 その他、奨学委員会が本奨学生としてふさわしくないと判断したとき
- 2 前項による資格の喪失は、奨学委員会の議を経て、研究科教授会が決定する。
- 3 法務研究科長は、前項の決定を受け、その資格喪失者に対し本奨学生の資格を喪失したことを通知する。
- 4 本奨学金の給付を受ける前に第2項による本奨学生の資格喪失の決定があったときは、その資格喪失者に対する本奨学金の給付を中止する。
- 5 本奨学金相当額の返還に関する事項については、別に定める。

(事務所管)

第12条 この細則に関する事務は、中央大学専門職大学院事務部法科大学院事務課が所管する。

(施行についての取扱基準)

第13条 この細則に特別の定めがあるものを除くほか、この細則の実施に必要な取扱基準は別に定める。



資料

附 則

この細則は、2008年11月19日から施行する。

附 則

この基準は、2008年11月19日から施行する。

中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する細則（以下「細則」という。）第5条、第6条第2項、第11条第5項及び第13条に基づき、中央大学法曹会奨学金制度の運用に関する取扱基準について必要な事項を定める。

(募集の方法)

第2条 細則5条に基づく募集方法、出願資格、時期、応募に必要な提出書類に関しては、奨学委員会がその都度定める。

(選考手続及び選考基準)

第3条 奨学委員会は、細則第6条第1項により本奨学生候補者の選考にあたり、本奨学生の募集に応じた者（以下「応募者」という。）につき、応募に必要な提出書類等に基づき審査を行う。ただし、審査にあたっては、必要に応じ面接を行うことを妨げない。

(奨学生の決定)

第4条 法務研究科長は、細則第7条による研究科教授会の決定を受けて、その結果を本奨学金の応募者に通知しなければならない。

2 前項に基づき本奨学生とする旨の通知を受けた者は、奨学委員会が指定する書式により誓約書を提出しなければならない。

(資格喪失者に対する給付金相当額の返還)

第5条 本奨学金の給付を受けた後に細則第11条2項による本奨学生の資格を喪失した者は、給付を受けた本奨学金相当額を一括して返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、研究科教授会が、やむを得ない事由があると認めるときは、奨学委員会の議を経て、資格喪失者に対し給付を受けた本奨学金相当額の返還を免除することができる。

3 返還は、資格を喪失した日から起算して1ヵ月以内に行わなければならない。ただし、相当の理由がある場合は、その返還を猶予し又は返還時期を延長することができる。

4 法科大学院事務課は、返還期日以降における未納者に対して督促を行う。

5 前項の督促にも関わらず未納者からの返還がない場合は、法科大学院事務課が、保証人に対して督促を行う。

中央大学法曹会執行部名簿 (平成21・22年度)

幹事長	千葉 昭雄 (二弁)	事務局次長	秋 定和 宏 (一弁)
副幹事長	大谷 隼夫 (東弁)	事務局次長	田 中 宏 (二弁)
副幹事長	横溝 高至 (一弁)	事務局次長	柳 澤 泰 (二弁)
副幹事長	根岸 清一 (二弁)	事務局次長	田 瀬 英敏 (二弁)
副幹事長	須藤 典明 (裁判所)	事務局次長	平 賀 修 (二弁)
副幹事長	阪井 博 (検察庁)	事務局次長	鍛治 美奈登 (二弁)
事務局長	行方 美彦 (二弁)	事務局次長	上拂 大作 (裁判所)
事務局次長	小関 勇二 (東弁)	事務局次長	小橋 常和 (検察庁)

中央大学法曹会役員名簿 (平成21・22年度)

1. 顧問・参与

(1) 顧問

東弁 (6名)

堂野 達也	小池 金市
阿部 三郎	安原 正之
瀧澤 國雄	大高 満範

一弁 (5名)

設楽 敏男	信部 高雄
柳澤 義信	松家 里明
奈良道 博	

二弁 (5名)

松井 宣	野宮 利雄
田宮 甫	小野 道久
鈴木 誠	

(2) 参与

東弁 (7名)

奥原 喜三郎	小竹 耕
木川 統一郎	笹原 桂輔
鈴木 秀雄	深澤 武久
藤井 光春	

一弁 (2名)

竹村 照雄	依田 敬一郎
-------	--------

2. 幹事

東弁 (244名)

秋元 修二	浅見 昭一
我妻 真典	阿南 三千子
阿部 鋼	阿部 正博

雨荒 有	宮馬	眞幸	也壽	新荒	井安	清洋	志一
○飯五十嵐石	川石	葉樹	一孝	○飯石	井伊	沼市	彦允
○安藤飯塚	秀山	久泰	葉二	○飯石	井伊	渡川	芳光
○稻井	治山	義祐	樹二	○石井	井伊	田川	茂己
○植井	手手	昭茂	葉一	○石井	伊藤	伊藤	夫和
○太田	藤伊	昭ゆ	也壽	○稻井	藤伊	藤伊	雄孝
○太田	藤井	寛義	也壽	○井上	伊藤	伊藤	正正
○太田	井上	勝重	昭ゆ	○井上	伊藤	東上	夫章
○太田	岩井	重一	寛義	○井上	伊藤	上章	聰元
○太田	植松	功江	宇佐見	○井上	伊藤	野内	宏經
○太田	宇田川	義昭	見方	○井上	伊藤	伯母	一郎
○太田	濱内	樹夫	内野	○井上	伊藤	伯母	治之
○太田	海丸	峰晃	經一郎	○井上	伊藤	本榎	逸郎
○太田	海野	澤一	宇佐見	○井上	伊藤	老原	覺
○太田	榎遠	正夫	内野	○井上	伊藤	及川	昭二
○太田	大澤	実治	經一郎	○井上	伊藤	田澤	成美
○太田	大川	一	大澤	○太田	伊藤	谷田	秀夫
○太田	大塚	夫	成美	○太田	伊藤	辻隼	夫
○太田	西	清	大森	○太田	伊藤	辻正	寬
○太田	小川	信明	八十香	○太田	伊藤	奥野	善彦
○太田	大澤	治夫	大森	○太田	伊藤	小名	弦
○太田	小名	雄一郎	八十香	○太田	伊藤	野絃	一



小山田	辰清	男七	海笠	平二	彦武郎	葉越	千塚	雄豊
加賀見	克	美寛	柏	男広文	太郎	井村	堤寺	一弘
笠	義	孝雄	片	男夫	彦昭	坂石	寺登	雄人
春	吉	雄	河	司	勝夫	陳井	永中	郎夫
勝	勝	則	○金	巖義	保秀	村	長中	紹二
金	勝	夫	龜	介隆	子	山	中	男登
神	谷	治	川	二志	彥敏	稚林	繩中	博俊
川	勝	定	○岸	典介	一彦	口川	西野	弘彦
菅	木	光	木戸口	博治	守雄	部場	長服	次大
北	木	健	木	明治	幸也	野松	馬平	子夫
木	久	英	木	子稔	人力	家村	平平	德実
久	木	忠	小	男義	夫之	戸合	福	一次
草	野	哲	楠	八夫	機司	崎本	藤船	裕文
楠	川	乃	國	正喜	人信	庫口	堀松	徹豐
久	保	明	倉	つみ	夫裕	羽上	松松	信任

一弁（123名）

弥志愈利久尚豊博介明力治淳優人郎彦靖樹子子哉勝夫宏彦明巳憲一夫雄茂孝男一淳人介義收鉄守介文貴稚裕康圭政長直史延嘉直登美仁伸由一聰洋英和秀英邦博吉喜正健忠英井野西内田藤田崎山本平合崎澤崎原村谷元木林藤藤井原田田山木木木口中橋本野井野羽田口渡澤本赤浅安池石伊岩大○大岡奥落金金川川木木窪小後斎酒篠島下神杉鈴鈴田田土寺友中中丹羽樋廣深藤一和謙數達忠敬和昭雄静隆直真明敏信祐憲徹秀辰喜則正忠勝孝信康比勘啓隆木定谷田田藤村澤西川原口藤澤毛添辺曾戸村谷屋藤藤井田水河本江木木橋川邊取山居野坂原手澤吉春秋新飯池伊今梅大翁○荻小加金加川川木木木熊小斎齋酒柴清白杉鈴鈴高竹田綱遠仲中西荻林平深福

奈	一治	夫	徹	男	雄子	三滋	宏也	純子	秀広
朋	良	豐	万	壽	文	真	耕	孝	卓壽裕
原	田	田	崎	木	屋	田	部	田	本川葉田部
藤	細	松	宮	元	森	守	保	矢	山山吉葭六渡
○	猛	男	良	了	司	也	昭	文	仁三樹幸至司吉雄郎
○	紀	紀	紀	憲	哲	昌	清	崇	源繁隆高昌和健洋
○	藤	辺	松	萬	村	森	森	八	柳山山山橫葭米若渡
○	本	見	尾	羽	下	田	木	澤	崎本本溝葉林江邊

二弁（114名）

俊郎二郎吉男子作子孝雄弘郎司聰人郎夫久雄勝要弘郎芳夫敏
英央弘眞幸竹由大美政公康敬恵正直征武勝知正行金雅英英
原美井田川黒毛手中崎本原本川田井屋村塚澤海喜本戸木上瀬
相渥新池石市井今岩岩上岡小鎌笠門木清釘小齋坂宍鈴竹田
○
雄郎夫昭夫宏康一士志雄操栄毅雄巳樹治暢子史夫二優子裕春
邦二一嘉芳圭賢卓外一益茂晋雅総武幸誠靜則
谷木部井井川黒藤野倉瀬野原崎川本戸村村貫林林藤藤井田代
藍青阿新石石伊井入岩上大尾香嘉加北木切栗小齋佐杉滝田



多田 武	田 中 宏	丸 山 輝	久 子	木 茂
田 中 美登里	谷 直 樹	水 嶋 幸	子 裕	山 雅 行
伊 達 俊 二	田 宮 武 文	村 上 智	守 義	村 重 慶
千 葉 昭 雄	辻 居 幸 一	村 野 守	義 一	○ 村 山 芳 朗
戸 谷 雅 美	土 井 隆	森 誠	桂 之 介	諸 柳 泽 泰 平
○ 柄 木 敏 明	友 部 富 司	安 井 義	明	山 崎 司 平
奈 良 ル ネ	中 川 隆 博	山 岡 清	兵 衛	○ 山 田 明 文
中 所 克 博	○ 中 村 鐵 五 郎	山 下 忠	男	山 本 和 敏
中 吉 章 一 郎	柳 楽 晃 秀	山 田 純	一	雪 下 伸 松
行 方 美 彦	西 川 忠 良	横 井 弘	明	吉 岡 讓 治
西 本 邦 男	根 岸 清 一	吉 田 和	夫	○ 吉 野 純 一 郎
羽 尾 芳 樹	○ 原 誠	萬 幸	男	脇 坂 治 國
播 磨 源 二	平 賀 修			
藤 原 真 由 美	古 屋 亀 鶴			
堀 内 幸 夫	楨 枝 一 臣			
○ 増 田 径 子	松 井 る り 子			
松 田 啓	松 田 政 行			

3. 会計・監事

藤 原 力
(東弁) 大 山 圭 介
(一弁)

中央大学法曹会各種委員会名簿(平成21・22年度)

1. 人事委員会

委員長(一弁) 奈良道博
委員(東弁) 石渡光一 稲田寛
大高満範 久木野利光
(一弁) 萩原静夫 松家里明
(二弁) 田宮甫 村山芳朗

2. 広報委員会

委員長(一弁) 窪木登志子
委員(東弁) 小峯健介 藤原力
圓山司 好川弘之
吉田幸一郎
(一弁) 川崎直人 福吉實
(二弁) 尾崎毅 友部富司

3. 会則検討委員会

委員長(東弁) 坂巻國男
委員(東弁) 植松功 菅重夫
高橋秀一 中根茂夫
水庫正裕
(一弁) 寺本吉男 元木徹
(二弁) 新井嘉昭 土井隆

4. 法職教育検討委員会

委員長(東弁) 水津正臣
委員(東弁) 阿部鋼 石井芳光
小林信明 鈴木康洋
曾田多賀 寺村温雄
溝口敬人 安田隆彦
湯川將 與那城純
(一弁) 熊谷明彦 中井淳
矢部耕三
(二弁) 原誠 松田啓
水嶋幸子 橋井弘明

5. 大学問題委員会

委員長(二弁) 伊達俊二
委員(東弁) 安藤良一 稲田寛
太田治夫 大高満範
金澤恭男 岸巖
久木野利光 坂巻國男
白井正明 鈴木康洋
田中紘三 福家辰夫
堀合辰夫 安原正之
山岸憲司
(一弁) 安西愈 田中茂
丹羽健介 深澤守

村下 憲司

(二弁) 石黒 竹男

岩瀬外嗣雄

加戸 茂樹 亀井 真紀

河野 浩 田中 宏

(東京三会以外の弁護士会)

6. 機構改革実行委員会

委員長(二弁) 門屋 征郎

委員(東弁) 飯沼 允

菅 重夫

鈴木 康洋

高石 昌子

(一弁) 神部 範生

竹川 忠芳

若江 健雄

(二弁) 今中美耶子

嘉本 益巳

太田 治夫

白井 典子

瀬川 徹

森 徹

小口 隆夫

山本 隆幸

今村 健志

宮山 雅行

阿部 泰典(横浜)

入江 寛(大阪)

内田 喜久(広島)

梅田 欣一(静岡県沼津支部)

遠藤 大助(福島県郡山支部)

岡崎 信介(福岡県)

串田 正克(愛知県)

佐々木泉顕(札幌)

塙澄 哲也(福岡県久留米支部)

塙見 渉(愛知県)

千葉 達朗(仙台)

藤本 邦人(四国支部香川県)

星野 徹(新潟県長岡支部)

7. 募金実行委員会

委員長(東弁) 飯塚 孝

副委員長(東弁) 佐藤 勝

水津 正臣

9. 関係諸団体交流委員会

中島 義勝

委員長(二弁) 山崎 司平

森田 憲右

委員(東弁) 石渡 光一

鈴木 康洋

(一弁) 鈴江 辰男

中根 茂夫

藤原 力

(二弁) 中村鐵五郎

(一弁) 金崎 淳

川添 丈

事務局長(東弁) 三羽 正人

鈴木 和憲

林 勘市

事務局員(東弁) 好川 弘之

(二弁) 小川 恵司

鎌田 正聰

田宮 甫

8. 進路指導対策委員会

委員長(東弁) 瀬川 徹

10. 若手会員活動委員会

委員(東弁) 石橋 克郎

委員長(一弁) 清水 修

阿部 鋼

佐藤 雅彦

委員(東弁) 藍澤 幸弘

井上 朗

藤原 力

飯塚 卓也

永井妥衣子

松山 憲秀

岡内 真哉

(一弁) 大山 圭介

山本 昌平

(二弁) 木村 武夫

樋口 收

(一弁) 池田 友子

宮崎万壽夫

設楽 晃秀

金澤 賢一

(二弁) 土井 隆

村山 芳朗

村上 智裕

山川 典孝

(二弁) 渥美央二郎

小川 恵司

編集後記

中大法曹会は楽しいところです。若手法曹の皆さんも、是非とも積極的なご参加を！（秋定）

私は、今までに、他大学の法科大学院出身の司法修習生を何人も預かってきましたが、彼らは、異口同音に、中央大学法科大学院が非常に恵まれていると言います。全般についての感想ですが、特に、エクスター・シップの受入先の充実、普段の学修のきめ細かい支援などは、多数の実務家法曹が、その役割を担っており、その立ち上げ、維持において、中大法曹会が果たした役割は大きなものがあります。さらに、卒業後の奨学金制度、就職先の支援などは、中大法曹会の尽力がなければ不可能なものです。

本特集の大高先生のインタビューでは、中大法曹会との関わりが熱く語られておりますので、是非とも御一読ください。（川崎）

中央大学法曹会は、今年（平成23年）6月4日に、設立60周年を迎えます。

昨年（平成22年）は、中央大学125周年という、誠に誇らしくまた愛しい節目がございました。

そこで本号は、お祝いと感謝の気持ちを込めて、来し方及び今後の課題・その解決への道について、皆様に率直にお話しいただき、また当会の活動をお伝えする企画で出発いたしました。

中央大学の久野修慈理事長様、永井和之学長・総長様、福原紀彦法科大学院法務研究科長様、橋本基弘法学部長様には、当会に対する深い御理解と愛情をお示し下さり、先生方がそれぞれのお立場で日頃からいかに真摯に熟慮され活躍されているかが伝わって参りました。

本号の特集の1は、大高満範先生に中大法曹会の今に連なる来し方・行方をお聞きしました。2としては、若手会員の積極的参加を求めて座談会を致しました。大高先生、若手会員の、優しくも力強いご協力で、わかりやすい、参考になる記事になりました。

千葉昭雄幹事長をはじめ当会の執行部および各員会の活動も、その報告文にありますとおり、お忙しい中時宜にかない盛んな活動をしておられます。拝読いたしますと、これらの宝をなんとかできぬかとの思いが募ります。中央大学法曹会、中央大学の社会的プレゼンスがさらに盛んとなる夢を持ちます。

次代の星たちからも御寄稿をお願いしました。今や、研修所に代わり、法科大学院が、同期のよすがとなり、切磋琢磨し、また先輩との交流の場とならざるをえないと思われますが、黒川裕希先生は、中大法科大学院の同窓会を立ち上げ、初代会長となり、ご指導いただいています。また、山口県でご活躍中で、当会の山口・九州・沖縄活動にも貢献されています。小野征彦先生は、ソフトバンクB B（株）とソフトバンクモバイル（株）において企業法務に携わられ、その企業法務に関するお話は、大変参考になります。石森雄一郎先生は、今年3月11日の大震災当日はいわき支部におられ、その後の原発被災の影響の中大変なご決断をされ、今も郡山でご活躍中です。先生方からもあらためて、自分の持ち場でこつこつと責任を果たしていくことが大切だと感じました。

後輩たちの合格も続いています。昨年は、旧司法試験の最終年でした。今村龍矢様は、見事法学部4年生で合格されています。修習開始は、7月から東京のみで開始するそうです。赤羽悠一様と坂本真由子様からも、新司法試験合格、中大法曹奨学金への謝辞そして司法修習のお話も戴いております。

当初の企画になかった残念なこともあります。当会のみあらずこの世に大きな足跡を遺された阿部三郎先生が昨年ご逝去されました。また今年3月11日には東日本大震災が発生しました。阿部先生と研修同期同クラスの元判事で後に阿部先生の事務所にも参加された新海順次先生には、誠に心温まる、阿部先生の笑顔が見えるような追悼文をお寄せいただきました。

今年3月11日の大震災・津波と原発被災は、暫く続きます。このたびの御寄稿には皆、先生方が受け止めた息使いが感じられました。震災後に御寄稿をお願いしてしまい、本当に時間のない中で玉稿を賜りましたことに、あらためて深く感謝申し上げます。

以上、某印刷所にそそのかされて（？）本号の長い御紹介文となりましたが、御関心のあるところから是非ご一読下さいませ。

終りに、お忙しい中御寄稿及びお話を賜わりました皆様、「中央大学の近況vol.4」からの写真引用をお許しいただきました中央大学、そして終始支えて下さいました当会事務局の皆様に、あらためて深く感謝申し上げます。（窪木）

中大法曹 第24号

平成23年5月1日 印刷

平成23年5月10日 発行

(非売品)

発行人 千葉昭雄

編集人 窪木登志子

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社 高千穂印刷所

東京都板橋区向原2-20-10

電話 03-3956-6550(代)

中央大学法曹会

NO.24 2011.5

中大法曹